

❀ 50年間-使用期間限定 小さなお墓 “五つの安心”

1. 使用料、管理料はお申込時に50年分を一括お支払い。
2. 墓地使用者が亡くなられても、承継手続きは不要です。
3. 霊苑内の合葬、お墓じまいは当霊苑が行います。
4. 使用期間が終了しましたら、当霊苑の合葬式墓地へ共同埋蔵します。
5. ご親戚、友人・親しい人同士での埋蔵予定登録もできます。また、一定の条件で使用者本人が埋蔵予定登録せずに墓地使用申し込みをすることもできます。

本尊-阿弥陀如来立像~合同法要(イメージ)



50年間使用期間限定の小さなお墓は、使用料、使用期間中の納骨手数料、管理料を含みます。子供に負担をかけないから安心です。

《八瀬霊苑の小さなお墓》 お申込みから使用期間終了まで



- ① **お申し込み・遺骨埋蔵予定登録**・・・現地をご確認の上《小さなお墓使用規定》をご承諾の上、且つ、お申し込み時に埋蔵予定者として使用者本人も含め4体まで(生前も可)登録をされた上でお申込みください。先着優先で、墓地と墓石をセットで申し込まれることにより受付け致します。
- ② **使用許可** ②a墓地使用料、管理料、墓石代金等の代金は、お申込み日より10日以内に当霊苑指定の銀行口座にお振り込みにてお支払いして下さい。この期間内にお振込みがない場合は、ご辞退(取り消し)されたものとして取り扱います。尚、着金日をもって使用期間の開始(使用許可日)とします。
②bご納骨の有無にかかわらず、使用期間は、使用許可日より50年間です。
- ③ **墓石据付** ③a墓石工事は、お申し込みの時作成していただく受注書によりご注文をしていただきます。セット料金には墓石の基本料金のみ含まれます。



⑥墓石の銘柄の変更、付属品のグレードアップや追加をすることができます。

この場合の墓石代金増額分は前②項①号の取り扱いとなります。

尚、墓地お申込みの日から3か月以内に施工完了してください。

④ご納骨 ご納骨（焼骨に限ります）の際は当霊苑所定の「納骨届」と「遺骨の火葬許可証」が必要です。墓前での納骨式もしていただけます。埋蔵できる遺骨の数は4体までです。（納骨手数料はお申し込み時の一括お支払い分に含まれています）

⑤使用期間終了→⑥合葬式墓地へ遺骨埋蔵、お墓じまい

50年の使用期間終了により、墓地使用权は消滅します。埋蔵された焼骨の祭祀主宰者は当霊苑管理者となります。従って、使用权を失った当該者が祭祀することはできません。尚、当該墓地の墓石及びその他の一切の所有権、処分権は当霊苑に帰属します。そのうえで→遺骨を合葬式墓地へ共同埋蔵し、当霊苑が以降、厳粛に合葬致します。また、当該規定するところにより、遺骨の合葬手続きやお墓じまいの諸作業は総て当霊苑管理事務所が執り行います。（※50年間使用期間限定墓の場合は「延長制度」がありません）



2.合葬式墓地への立ち入り等について

①当霊苑以外の者及び当霊苑の墓地区画（小さなお墓を含む）の使用許可を受けた使用者以外の者は、合葬式墓地内とその周辺へは立ち入ることができません。



②合葬式墓地の合葬棺室に埋蔵されるご遺骨は、その位置を特定せず、共同埋蔵となります。共同埋蔵後は、理由の如何を問わず、ご遺骨、骨壺、容器及びその他一切の物品は返還いたしません。

3.墓前法要等のご希望について 墓地使用者が墓前法要等（納骨式、改葬式、年忌法要、その他法要等）を希望される場合は、霊苑管理事務所にて承っております。日程調整をさせて頂いたうえで、当霊苑菩提寺の僧侶により齋行することができます。（僧侶への通常の法要料が必要です）

●代々承継ができる標準の一般墓地「伝統的標準型」
○使用期間20年間・50年間限定墓地「小さなお墓」
○使用期間30年間限定墓地「小さな家族墓」
○特設20年間使用期間限定墓地（当苑の墓地使用様限定）
※-○は、お墓じまい前提

花木園墓地
樹木葬
八瀬霊苑

八瀬霊苑公式



こちらから

◎ 今後の募集予定 今後も毎年、少数区画を増設する予定です。（※お電話によるお申し込みは出来ません）

◇**観音地区** お申し込み時に一括お支払いですから、子孫の方のご負担はありません。

50年間使用期間限定小さなお墓～お申し込み時に必要な費用

●**墓地使用料** (消費税等を含む) 4 霊分の納骨手数料を含む 0.44 聖地、0.28 聖地、0.25 聖地の 3 タイプ

※表示価格有効期限令和 7 年 10 月 31 日

1、広さ 0.44 聖地 40 cm×90 cm の場合

区画番号 001・002・003・004・005

006・007・008A

墓地使用料一式 金 796,400 円

2、広さ 0.28 聖地 40 cm×58 cm の場合

区画番号 013・014・015

墓地使用料一式 金 524,400 円

3、広さ 0.25 聖地 40 cm×52 cm の場合

区画番号 010・011・012

墓地使用料一式 金 473,400 円

●**墓地管理料** 50年間一括管理料(第一期ご奉仕)(消費税等を含む) **金 220,000 円**

●**墓石代金等** (消費税等を含むーオプションは別途費用必要) **金 420,000 円**

■**総合計金額** (0.44 聖地の場合) **墓地使用料一式+墓地管理料+墓石代金等**

小さなお墓

料金内訳

使用料等に

含まれる料金

(消費税等を含む)

墓地使用料等(0.44 聖地の場合)

金 796,400 円 (50 年間使用料)

+(一括管理料)金 220,000 円

+合葬式墓地使用料(込み)

=¥1,016,400 円

+

観音地区 第 1 期ー標準型(セット 0.44 聖地)

墓石代金 (消費税等を含む) **金 420,000 円**

総合計(墓地と墓石セットー消費税等を含む)

50 年間使用期間限定墓地

一式必用料金 ¥1,436,400 円



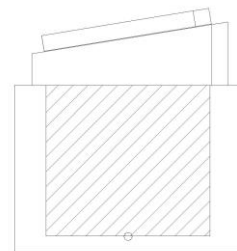
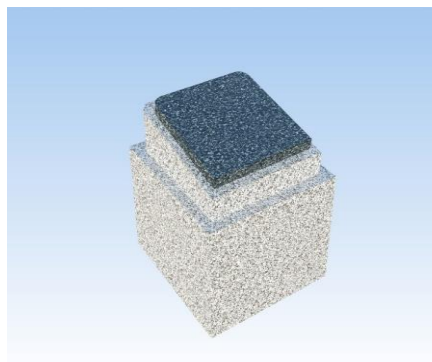
◇当霊苑の指定石材店が墓石建立に関わる標準(基本)価格(セット墓石)保証をしております。

墓石種類の変更やオプション等については、霊苑事務所又は指定石材店にご相談を

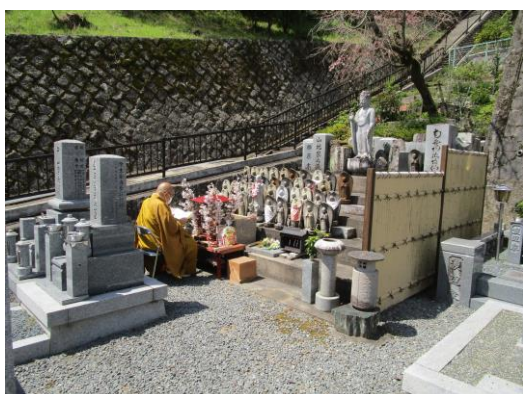
してください。尚、ご依頼ある場合の開眼法要等の祭祀料(お布施)は別途必要です

✿50年間-使用期間限定墓地 《小さなお墓》一図面と区画

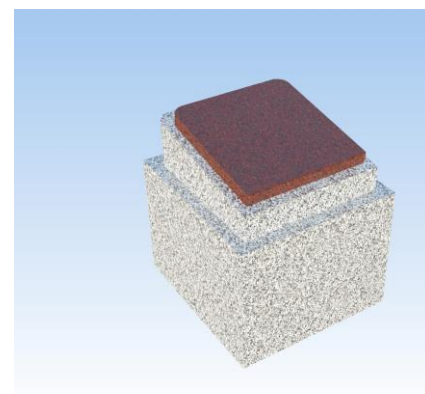
八瀬霊苑から霊峰比叡山を望む



御本尊・阿彌陀如来立像-合同法要(イメージ)



三界霊苑葬塔法要(毎月一回)



開苑 50 年の謝恩~いま、緑豊かな里 色とりどりの花木につつまれて

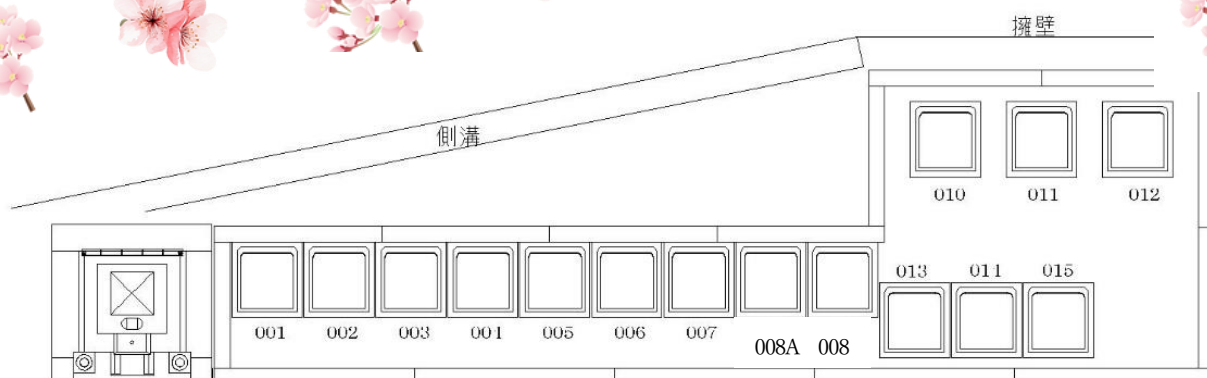
一隅の《あらたな安らぎ》をお届けします

50 年間-使用期間限定墓地(第 1 期募集)

001.002.003.004.005.006.007

008A.010.011.012.013.014.015

エリアー B 段 観音地区《小さなお墓》 ◇聖地位置と区画番号図





観音地区《50年間使用期間限定小さなお墓》

お申し込み時に必要な費用(セット料金)

◆ 必要な費用～セット料金 (4 霊迄の納骨手数料を含みます)

(各区画の一式費用=50年間使用期間限定)※オプションは別途料金が必要です

□区画番号 001・002・003・004・005

006・007・008A

●セット一式料金 ¥1,436,400

聖地の広さ 0.44 聖地

区画寸法 前幅 40 cm × 奥行 90 cm

(墓地管理料は第一期募集時のご奉仕価格です)

(墓地使用料 ¥796,400 墓地管理料 ¥220,000 + セット墓石 ¥420,000)

□区画番号 010・011・012

●セット一式料金 ¥1,113,400

聖地の広さ 0.25 聖地 (3 区画限定)

区画寸法 前幅 40 cm × 奥行 52 cm

(墓地使用料 ¥473,400 + 墓地管理料 ¥220,000 + セット墓石 ¥420,000)

(墓地管理料は第一期募集時のご奉仕価格です)

□区画番号 013・014・015

●セット一式料金 ¥1,164,400

聖地の広さ 0.28 聖地 (3 区画限定)

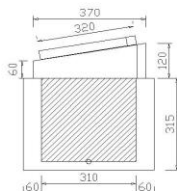
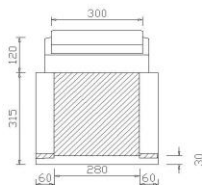
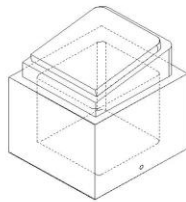
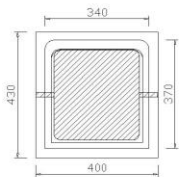
区画寸法 前幅 40 cm × 奥行 58 cm

(墓地使用料 ¥524,400 + 墓地管理料 ¥220,000 + セット墓石 ¥420,000)

(墓地管理料は第一期募集時のご奉仕価格です)



設計図と区画のイメージ



イメージ (実際とは多少違う場合もあります)

